



の手続きは四條畷市商工会の 労働保険事務組合に お任せ！

※労働保険事務組合とは、事業主の委託を受けて事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

中小企業の皆さまの
労務管理を
サポートします！！



労働保険は、労働者(アルバイトやパートタイマーを含む)を1人でも雇用したら強制適用となり、事業主は労働保険に入ることが法律で義務付けられています。

労働保険は「労災保険」と「雇用保険」の2つの制度で、社会保険が健康や老後の補償をするのと同じように、労働者とその家族を守る国のセーフティネットです。

複雑な労働保険の手続きを当事務組合がしっかりサポートいたします。是非ご活用ください。

事務代行内容

- ① 雇用保険・労災保険料の申告・納付に関する手続き(労働保険の年度更新手続き)
- ② 従業員の入社・退社時の届出等 ⇒ 雇用保険の手続き(取得・喪失・離職票)を代行しますので、職業安定所に行く手間が省けます。
- ③ その他 労働保険についての申請・届出・報告に関する事務 ※注: 印紙保険料に関する事務は除きます

事務組合に
事務委託すると
こんなメリットも!!

★法人の役員、個人事業主 及び 家族従業員も 労災保険に加入できます(特別加入制度)



従業員と同じ仕事をしていて、労災事故に
あった場合に補償される任意加入制度です。

※包括加入等の要件があります。
(当事務組合では、一人親方等の特別加入は取扱っておりません。)

★保険料の額にかかわらず 年3回の分納が出来ます

⇒事務組合に委託していない場合は 一定額を超えると分割納付が出来ません

対象

- ① 常時労働者が300人以下の事業所
(卸売・サービス業は100人以下、金融・保険・不動産・小売業では50人以下)
- ② 四條畷市商工会の会員(別途入会規約あり)



委託手数料(年間)

12,000円 + 保険料額×3%

労災保険とは



業務上の事由や通勤によるケガ、仕事が直接の原因でかかった病気、仕事中の病気やケガがもとで働けない時や身体に障害が残った場合、また不幸にも亡くなられた場合などにご本人やご家族を保護する為に必要な保険給付を行う制度です。

1人でも労働者(アルバイト・パート含む)を雇用している場合 加入が必要です。

★全ての労働者が対象です。

雇用保険とは

万一失業してしまった場合に、その生活を守り再就職の為の援助をしたり、定年後の再雇用や育児・介護などにより賃金が低くなった場合の給付があります。

事業主にとっても各種助成金などがあり、経営に役立ちます。

下記の要件を満たす場合は、本人の意思等にかかわらず、原則として雇用保険の被保険者となります。

★1週間の所定労働時間が20時間以上ある者

★同一の事業主に継続して、31日以上雇用されることが見込まれる者

加入手続きを怠ると....

労働保険料が遅って徴収されます。

万一加入手続きがなされていない状態で従業員が傷病や失業に見舞われた場合、納めていなかつた労働保険料が徴収されることになります。

また未手続き中に発生した労災事故の労災保険給付が行われた場合は、その保険給付の一部(または全部)を事業主が負担する義務が生じます。

お問合せ先



まだ、労働保険の加入手続き(適用事業所の成立届等)をされていない事業主の皆さん!!
四條畷市商工会まで(四條畷市中野3-5-23) TEL 072-879-1656

労働保険料の計算方法

(労災保険料率・労務比率は 平成 30 年 4 月 1 日現在)

◆ 雇用保険

労働者(被保険者のみ)の給与・賞与の総支給額×雇用保険料率_{※1} = 雇用保険料(労働者負担分 + 事業主負担分)

ア. 〈継続(一般)事業〉 卸売・小売・飲食店または宿泊業の場合

総支給額 $2,400,000 \text{ 円} \times 9.0 / 1,000 = 21,600 \text{ 円}$ ($7,200 \text{ 円} + 14,400 \text{ 円}$)

イ. 〈建設事業〉 建築事業(既設建築物設備工事業を除く)の場合

総支給額 $2,400,000 \text{ 円} \times 12.0 / 1,000 = 28,800 \text{ 円}$ ($9,600 \text{ 円} + 19,200 \text{ 円}$)

◆ 労災保険 ※全額事業主負担

ア. 〈継続(一般)事業〉 卸売・小売・飲食店または宿泊業の場合

労働者の給与・賞与の総支給額×労災保険料率_{※2} = 労災保険料

総支給額 $2,400,000 \text{ 円} \times 3.0 / 1,000 = 7,200 \text{ 円}$

イ. 〈建設事業〉 建築事業(既設建築物設備工事業を除く)の場合

元請工事の請負金額×労務比率_{※3}×労災保険料率_{※2} = 労災保険料

元請工事の請負金額 $1,000,000 \text{ 円} \times 23\% \times 9.5 / 1,000 = 2,185 \text{ 円}$

◆ 特別加入制度-労災保険料

給付基礎日額_{※4}×365 日×労災保険料率_{※2} = 労災保険料(特別加入分)

ア. 〈継続(一般)事業〉 卸売・小売・飲食店または宿泊業の場合

給付基礎日額 $5,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} \times 3.0 / 1,000 = 5,475 \text{ 円}$

イ. 〈建設事業〉 建築事業(既設建築物設備工事業を除く)の場合

給付基礎日額 $5,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} \times 11.0 / 1,000 = 20,075 \text{ 円}$

※労働保険には、別途 石綿健康被害救済制度の一般拠出金(アスベスト拠出金)が全額 事業主負担となります。

前年度に労働者に支払った賃金等総額(千円未満切捨て) $\times 0.02 / 1,000$ = アスベスト拠出金

※ 1 雇用保険料率(労働者負担分 + 事業主負担分)・※ 2 労災保険料率・※ 3 労務比率は、それぞれ業種又は年度によっても異なります。

※ 4 給付基礎日額は、加入時に 3,500 円 ~ 25,000 円の間で選択します。金額の変更は労働保険の年度更新期間中のみ可能です。

◆ 平成30年度の雇用保険料率

(単位 : 1 / 1,000)

事業の種類 負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業給付の 保険料率	雇用保険 二事業の 保険料率	① + ② 雇用保険料率
一般の事業	3	6	3	3	9
農林水産 清酒製造の事業	4	7	4	3	11
建設の事業	4	8	4	4	12

ご不明な点は、四條畷市商工会 または お近くの都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ - 労働保険制度(制度紹介・手続き案内)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html